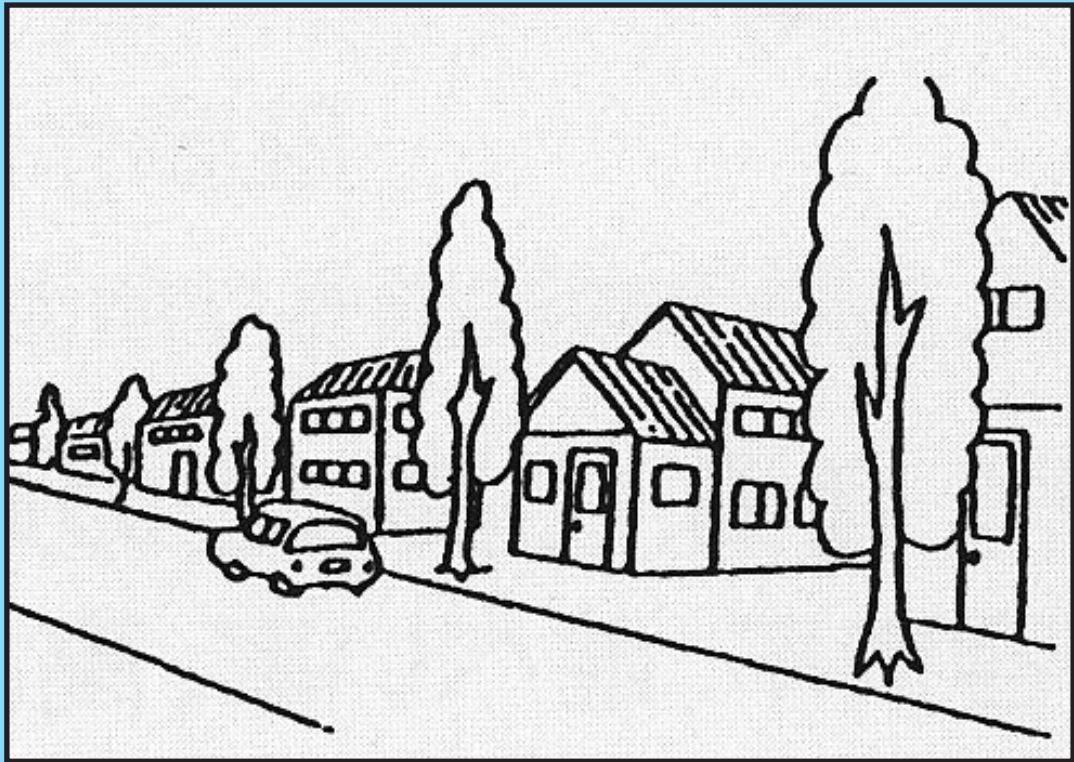


高出北地区

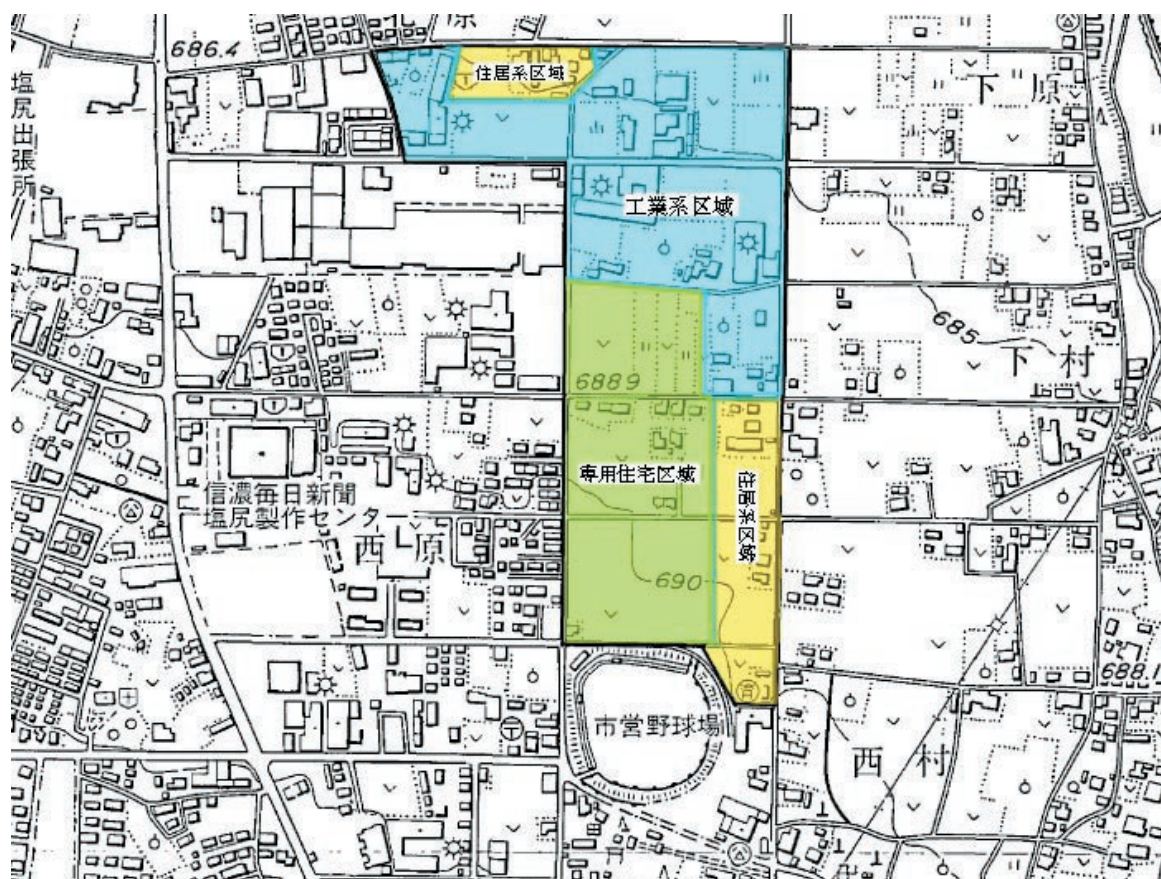
地区計画



長野県塩尻市

建設事業部都市づくり課

高出北地区

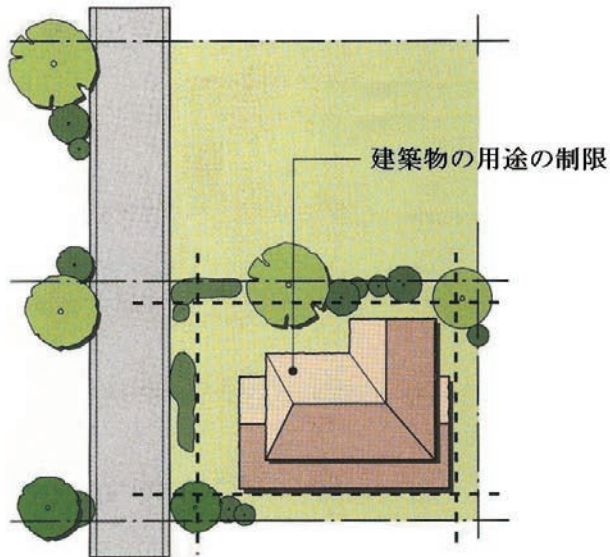


建築物の用途の制限

建築物の用途の混在を防ぎ、魅力のあるまちなみの形成と良好な環境の保全を図ります。

建築物の敷地面積の最低限度

建築物の敷地の細分化による建て詰まりを防ぐとともに、日照・通風の確保など良好な住環境の維持・増進を図ります。



敷地面積の最低限度
 工業系区域 1,000㎡
 (住宅用敷地を除く)

建築物の高さの最高限度

高すぎる建物は、落ち着いたまちなみの景観を乱すとともに、隣家の日照・通風に影響を与えたり、圧迫感をもたらすことがあるため、建築物の高さを地区の特性にあった高さに制限する必要があります。



建物の高さ
 最高の高さ
 専用住宅区域 10m
 住居系区域 } 12m
 工業系区域 }

塩尻都市計画地区計画の変更（塩尻市決定）

都市計画高出北地区地区計画を次のように変更する。

名称	高出北地区地区計画				
位置	塩尻市大字広丘高出字北原外				
面積	約 14.7 ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、国道19号から東約400mに位置する新市街地であり、地区の東端を南北に通ずる都市計画道路3.4.17広丘東通線が決定され、組合施行の土地区画整理事業等による整備が予定されている。この事業実施に先立って土地利用計画及び骨格的な区画街路を地区計画として定めることにより事業実施までの間のスプロール化を防止し、予定されている土地区画整理事業を円滑かつ効率的に促進することを目標とする。			
	土地利用の方針	土地区画整理事業等により北部の一部及び南部は良好な住環境を形成するため住宅系街区を主体とした面整備を行うこととし、地区北部の既存工業用地周辺に工業系街区を配し、一体的な土地利用を図る。			
	地区施設の整備の方針	次の方針に沿って土地区画整理事業等により地区施設を適正に配置し、整備する。 (道路) 都市計画道路3.4.17広丘東通線を幹線道路とし、地区内道路を次のように整備する。 (1) 住宅系街区を短辺30mから50m、長辺65mから120mの範囲内で設定した区画道路を整備する。 (2) 工業系街区については、スーパーブロック的な区画道路配置とする。			
	建築物等の整備の方針	住宅系区域は、用途の混在、低層、中高層建築等の混在を防止し、良好な市街地環境を形成し、保持するために規制誘導する。 工業系区域においては、事務所用地としての有効な土地利用を図るため、適正な敷地規模による開発を誘導する。			
地区施設の配置及び規模	道路	幅員	延長	適用	
		9m	355m		
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の名称	専用住宅区域	住居系区域	工業系区域
		地区の細区分面積	約 5.1ha	約 2.5ha	約 7.1ha
		建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 第一種低層住居専用地域内に建築してはならない建築物		
		建築物の敷地面積の最低限度	—————		1,000㎡（住宅用敷地を除く）。
		建築物の高さの最高限度	10m	12m	

※お問合せ先
塩尻市役所建設事業部都市づくり課
〒399-0786
塩尻市大門七番町3番3号
(0263) 52-0280（代表）

